

農村の歌舞伎・狂言

この史料は、赤城村敷島の旧猫村に残されていたものです。禁止されている歌舞伎・狂言を行ったことから、代官所へ提出した村役人連名の請書です。内容によると素性の分からない香具師のような者に勧められて夜中に歌舞伎狂言を行った者がおり、村役人たちはそれに気付かず、後日噂を聞いた幕府役人により、子供3人が捕らわれました。これによって村役人は村民に教諭書を読んで聞かせ、再発防止を誓約させています。

当時、上野国では、農村に商品経済が浸透し、都市の文化・風俗が伝播していましたが、領主は、農民が華美になり農業をおろそかにして年貢収入が減少することを防ぐため、さまざまな規制を行いました。芝居も規制の対象で、農民が遊興に耽り風紀が乱れることや多くの金銭が遣われることがその理由でした。しかし、娯楽の乏しい農村では、村芝居が行われ、特に幕末から興隆しました。村芝居は、浄瑠璃・人形浄瑠璃・歌舞伎狂言などで村の鎮守の祭礼や農閑期に若者組が中心になって興行されました。舞台は小屋掛け組み立て式のものや社寺が活用されました。村芝居は、農民の自演芝居の他に座を買って上演してもらった芝居もありました。勢多郡赤城村三原田の歌舞伎舞台のように常設舞台も建造されています。

〔参考資料〕『群馬県史』通史編6 231～235頁
『群馬県史』資料編26 590～631頁



上野国勢多郡猫村

一 哥(歌舞伎)役(狂言)人寄せ等致さる儀は、前々より

御出書有し候と、當六月廿五日の夜

名在任知事見其商人等共、此類

夜中、哥(歌舞伎)狂言の真似致し候、その儀は

村役人共一向存せし候と、何方より歌風聞

知同、此類の儀、御出書有し候、以上

御上様御苦難相成、一向存せし候

御配書難、頂戴仕、小前

逸く為、同和、御出書有し候、以上

以後、右様不埒の儀、御出書有し候、以上

本村、御出書有し候、以上

下、御出書有し候、以上

上野国勢多郡猫村

御代官様

御役所

天保二年辛卯十二月

御代官様

御役所

差し上げ奉る御請書の事

一 歌(歌舞伎)役(狂言)人寄せ等致さる儀は、前々より

御出せ出でらるも、これ有り候と、當六月二十五日の夜

夜中に、哥(歌舞伎)狂言の真似致し候、その儀は

村役人共一向存せし候と、何方より歌風聞

知同、此類の儀、御出書有し候、以上

御上様御苦難に相懸かり、一言の申し訳これ無く

恐れ入り奉り候、猶亦、今般御教諭の

御配符有り難く頂戴仕、小前未々迄

逸々読み聞かせ、一同承知畏み奉り候、自今

以後、右様不埒の儀、御出書有し候、以上

本村、御出書有し候、以上

下、御出書有し候、以上

上野国勢多郡猫村

御代官様

御役所

天保二年辛卯十二月

御代官様

御役所

* 香具商人(見世物などを興行し、商品を売る商人)／関東向御取締御出役(関東取締出役のこと、八州廻りなどともよばれた、関東八ヶ国の幕府領・大名領・旗本領などを関係なく罪人を探索・捕縛できた)／教諭(教諭すること)／配符(役所からの通達)／小前(一般の本百姓)／自今以後(今より後)／注進(事件などを急いで報告すること)

上野国勢多郡猫村

百姓代 権之丞

組頭 伝兵衛

同 源右衛門

同 瀬左衛門

名主

吉左衛門